

## 香川県個人情報保護規則（令和5年香川県規則第4号）

香川県個人情報保護条例施行規則（平成17年香川県規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）及び香川県個人情報保護条例（令和4年香川県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（保有個人情報開示請求書）

第2条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第1号様式）によるものとする。

（保有個人情報開示請求に係る委任状）

第3条 政令第22条第3項の委任状は、保有個人情報開示請求に係る委任状（第2号様式）によるものとする。

（保有個人情報開示決定通知書等）

第4条 法第82条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示決定通知書（第3号様式）により行うものとする。

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（保有個人情報開示決定等期間延長通知書）

第5条 法83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

（保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書）

第6条 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（第6号様式）により行うものとする。

（保有個人情報開示請求事案移送通知書）

第7条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（第7号様式）により行うものとする。

（保有個人情報の開示に係る意見照会書等）

第8条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第1項用）（第8号様式）により行うものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第2項用）（第9号様式）により行うものとする。

3 法第86条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（第10号様式）によるものとする。

4 法第86条第3項（法第107条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、保有個人情報の開示決定に係る通知書（第11号様式）により行うものとする。

(開示の実施等)

第9条 法第87条第1項に規定する閲覧又は写しの交付及び電磁的記録の開示に係る行政機関等が定める方法は、別表第1のとおりとする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を行うときの交付部数は、1件の開示請求につき1部とする。

(保有個人情報開示実施方法等申出書)

第10条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書(第12号様式)により行うものとする。

(手数料)

第11条 条例別表の1の項の規則で定めるものは、日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものとし、同表の2の項の規則で定めるものは、日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものとする。

2 条例別表の1の項及び2の項の規則で定める場合及び規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第12条 政令第28条第4項の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法その他知事が適当と認める方法とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第13条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(第13号様式)によるものとする。

(保有個人情報訂正請求に係る委任状)

第14条 政令第29条において読み替えて準用する政令第22条第3項の規定により代理人が訂正請求をする場合に提示し、又は提出する委任状は、保有個人情報訂正請求に係る委任状(第14号様式)によるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第15条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(第15号様式)により行うものとする。

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(第16号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期間延長通知書)

第16条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(第17号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書)

第17条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第18号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正請求事案移送通知書)

第18条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書(第19号様式)により行うものとする。

(保有個人情報訂正通知書)

第19条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書（第20号様式）により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第20条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第21号様式）によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求に係る委任状)

第21条 政令第29条において読み替えて準用する政令第22条第3項の規定により代理人が利用停止請求をする場合に提示し、又は提出する委任状は、保有個人情報利用停止請求に係る委任状（第22号様式）によるものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第22条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（第23号様式）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（第24号様式）により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書)

第23条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（第25号様式）により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書)

第24条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（第26号様式）により行うものとする。

(施行状況の公表)

第25条 条例第12条の規定による公表は、インターネットの利用その他の知事が適当と認める方法により行い、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 個人情報ファイル簿の数
- (2) 開示請求等の件数
- (3) その他知事が必要と認める事項

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の香川県個人情報保護条例施行規則で定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和7年1月17日・香川県規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第1号様式、第13号様式及び第21号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

別表第1（第9条関係）

行政文書の種別	開示の実施の方法
1 文書又は図画	(1) 閲覧
	(2) 複写機により用紙に複写したものの交付（(3)に掲げる方法に該当するものを除く。）
	(3) 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
	(4) スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
2 紙その他これに類するものに印字し、又は印画する方法により出力することができる電磁的記録	(1) 紙その他これに類するものに印字し、又は印画したものの閲覧又は写しの交付
	(2) フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付
	(3) 光ディスクに複写したものの交付
3 2の項に掲げるもの以外の電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。）	(1) 閲覧又は視聴
	(2) 光ディスクに複写したものの交付
4 2の項又は3の項に掲げるもの以外の電磁的記録	(1) 視聴
	(2) 録音カセットテープに複写したものの交付
	(3) ビデオカセットテープに複写したものの交付
	(4) 光ディスクに複写したものの交付

別表第2（第11条関係）

区 分	金 額
1 日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙にカラー以外のもので複写し、又は出力したものを交付する場合	1枚につき10円に日本産業規格A列3番による用紙を用いて複写し、又は出力したものを交付する場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額
2 日本産業規格A列3番を超える大きさの用紙にカラーで複写し、又は出力したものを交付する場合	1枚につき20円に日本産業規格A列3番による用紙を用いて複写し、又は出力したものを交付する場合に要する用紙の枚数を乗じて得た額